

福岡県動物愛護推進計画 (第3次)

令和3年3月

福岡県

はじめに

人は、古くから多様な目的のために動物を飼養し、生活を共にしてきました。

近年では、少子高齢化、核家族化などの進展に伴い、犬や猫などの動物を、家族の一員として、また、人々の心を支え、潤いや喜びをもたらす伴侶動物（コンパニオンアニマル）として飼養する家庭が増えるなど、動物は人にとってかけがえのない存在となっています。

一方で、動物の安易な飼養や遺棄、虐待、悪質な業者による動物の販売などが今なお後を絶たず、社会問題となっています。

また、頻発する自然災害への備えとして、ペットとの同行避難などにも関心が高まっています。

このような状況を踏まえ、令和元年6月、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取り扱いへの対応強化などを目的に、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和2年6月から段階的に施行されています。また、令和2年4月には、都道府県が施策を推進するための「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が改正されました。

本県では、これらの改正の趣旨やこれまで実施してきた取り組みの検証結果を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する施策をさらに推進するため、平成26年3月に策定した福岡県動物愛護推進計画（第2次）を見直し、新たに福岡県動物愛護推進計画（第3次）を策定しました。

この計画では、「愛護と適正飼養」「連携と協働」「危機管理」の視点から、「普及啓発」「適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保並びに返還・譲渡の促進」など10本の施策の柱を立て、市町村をはじめ、関係団体との連携を図りながら、人と動物が共生できる社会の実現に努めることとしております。

今後とも、県民の皆さまには、本県の動物愛護管理の推進に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、熱心にご協議いただきました「福岡県動物愛護管理推進懇話会」の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見を賜りました関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

令和3年3月

福岡県

目次

第1章 計画策定の趣旨	- 1 -
第2章 計画の基本事項	- 2 -
1 目的	
2 計画期間	
3 対象地域	
4 基本的視点	
5 施策の取組方針	
第3章 計画の推進体制	- 4 -
第4章 具体的な施策	- 6 -
1 普及啓発	- 6 -
(1) 動物愛護管理教育の充実	
(2) 普及啓発事業の充実	
(3) 普及啓発の実施における連携・協働	
(4) 情報提供機能の強化	
2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進	- 8 -
(1) 終生飼養及び繁殖制限措置を中心とした適正飼養の普及啓発	
(2) 犬猫の引取数の削減	
(3) 引き取られた犬猫の返還・譲渡の促進	
(4) 遺棄・虐待の防止	
(5) 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底	
3 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止	- 12 -
(1) 適正な飼養管理の推進	
(2) 地域猫活動の推進	
(3) 動物による危害の防止	
(4) 多頭飼育による苦情に関する指導の実施	
4 所有明示措置の推進	- 15 -
(1) 所有明示の啓発及び指導等の強化	
(2) マイクロチップの普及の推進	

5 動物取扱業の適正化	- 17 -
(1) 動物取扱業者に対する監視指導	
(2) 自主管理の推進	
6 実験動物の適正な取扱いの推進	- 19 -
(1) 実験動物飼養施設の実態調査	
(2) 「3Rの原則」等の周知	
7 産業動物の適正な取扱いの推進	- 20 -
「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の周知	
8 危機管理対策	- 21 -
(1) 災害への対策	
(2) 特定動物の逸走時の対策	
(3) 狂犬病発生時の対策	
9 人材育成	- 24 -
(1) 動物愛護管理に関する業務や活動を行う者の資質の向上	
(2) ネットワークの形成	
10 調査研究の推進	- 25 -
(1) 人と動物の共通感染症対策に関する調査研究	
(2) 犬猫の致死処分方法の検討	
第5章 動物愛護管理対策の検証と評価 (PDCA サイクル)	- 26 -
1 施策の策定及び実施 (Plan & Do)	
2 施策の検証 (Check)	
3 推進計画の見直し (Action)	
[資料編]	
1 福岡県動物愛護管理対策推進会議設置要綱	- 27 -
2 福岡県動物愛護管理推進懇話会設置要綱	- 29 -
[用語解説編]	- 31 -

第1章 計画策定の趣旨

動物愛護推進計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）第5条第1項の規定により環境大臣が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成18年環境省告示第140号。以下「基本指針」という。）に即して、県知事が法第6条第1項の規定に基づき定める計画です。

本県においては、平成20年3月、「人と動物が共生できる社会の実現」を目的として、動物の愛護及び管理に関する施策の基本的方向性と中長期的な目標、その目標達成のための施策を記載した福岡県動物愛護推進計画（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

平成26年3月には、第1次計画の実施状況を踏まえ第2次福岡県動物愛護推進計画（以下「第2次計画」という。）を策定し、取組を計画的に進め、平成27年度には、第2次計画の数値目標「犬猫の引取数の75%減（平成16年度の犬猫引取数を平成35年度（令和5年度）までに75%減とする。）」を達成しました。

令和元年6月には、動物取扱業のさらなる適正化及び動物の不適切な取扱いへの対応の強化等を図るために動物愛護管理法が改正され、令和2年4月には、基本指針が改正されました。

本県では、この基本指針の改正に加え、第2次計画策定後、実施した取組の検証結果や状況の変化を踏まえ、第3次福岡県動物愛護推進計画（以下「計画」という。）を策定しました。

なお、第2次計画については、令和3年3月31日をもって廃止します。

第2章 計画の基本事項

1 目的

人と動物が共生できる社会の実現を目的とします。

2 計画期間

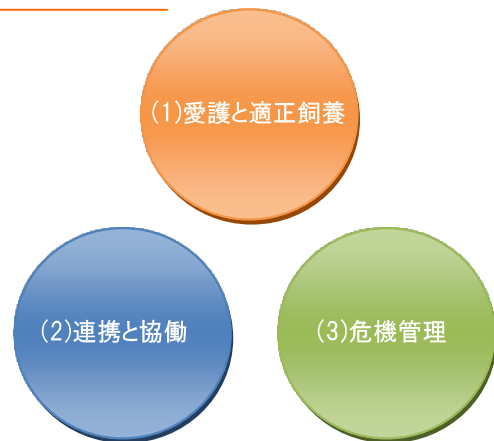
令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とし、毎年、計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、5年を目途に必要なに応じて計画全体の見直しを行います。

3 対象地域

対象地域は福岡県内とします。

4 基本的視点

計画では、動物の愛護と管理に関する施策を総合的に推進するため、「愛護と適正飼養」、「連携と協働」、「危機管理」の3つを基本的な視点としています。



(1) 愛護と適正飼養

ア 愛護

動物の愛護とは、人の社会は、動物と関わり利用することにより支えられていることを理解した上

で、「動物の命に対して感謝と畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させ、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」という概念であり、このことが県民一人ひとりの意識の中に育まれていくことが重要です。

《基本的視点》

イ 適正飼養

動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、動物が人や財産に害を加えたり、迷惑を及ぼしたりすることのないよう、飼養にあたっては、それぞれの動物の生理や習性にあった取扱いを行うとともに、逸走やみだりな繁殖の防止など動物の行動に一定の制約を課すことを含む適切な管理を行うことにより、動物の所有者等としての社会的責任を果たしていく必要があります。

また、動物の飼養に際しては、①動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養することにより動物の健康及び安全を保持すること、②その命が終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）、③みだりな繁殖により頭数が増え適正に飼養することが困難とならないよう繁殖に関する適切な措置（繁殖制限措置）を講じること等が重要です。

こうした動物愛護の概念と、動物を適正に管理し飼養することの重要性についての認識が、県民に広く定着することにより、人と動物の共生する社会の実現を図ることが可能となります。

(2) 連携と協働

動物の愛護及び適正飼養に関する課題は、犬猫の飼養に関する迷惑行為や、所有者等のいない猫をめぐる地域のトラブル等地域に密着したものから、収容した犬猫の返還・譲渡、災害時の動物救護や特定動物の逸走時の対応など広域的な対応を必要とするものまでさまざまであり、行政だけで十分な効果を上げることは困難です。

そのため、行政、獣医師会、動物愛護団体等動物愛護に関わる者、動物愛護推進員、ボランティア、動物取扱業者等が連携・協働して取組を行うことが重要です。

(3) 危機管理

動物とともに暮らすことが多くなった現代社会において、動物の飼養に関連する「現に起こり得る危機」に対して十分な備えをしておくことは非常に重要です。災害発生、特定動物の逸走、狂犬病の発生等の緊急時における人と動物の健康危機管理への対策は、現代社会に必要な不可欠な備えと考えます。

5 施策の取組方針

「人と動物が共生できる社会の実現」を目的として、「犬及び猫の致死処分数ゼロ」を目指し、総合的に施策を実施してきました。

引き続き「人と動物が共生できる社会の実現」に向け施策を実施していくこととしているが、第3次計画では、これまでの施策の進捗状況や数値目標の達成状況などを踏まえ、計画の最終年度における数値目標を以下のとおりとします。また、具体的な施策の10本の柱を立て、それぞれの柱ごとに現状と課題、そしてその分析に基づいた具体的な施策を数値目標の達成のため実施していきます。

【数値目標】

令和12年度の犬猫の致死処分数を平成30年度比の50%減とする。

(平成30年度1,746頭を令和12年度に873頭以下にする。)

【具体的な施策の10本の柱】



第3章 計画の推進体制

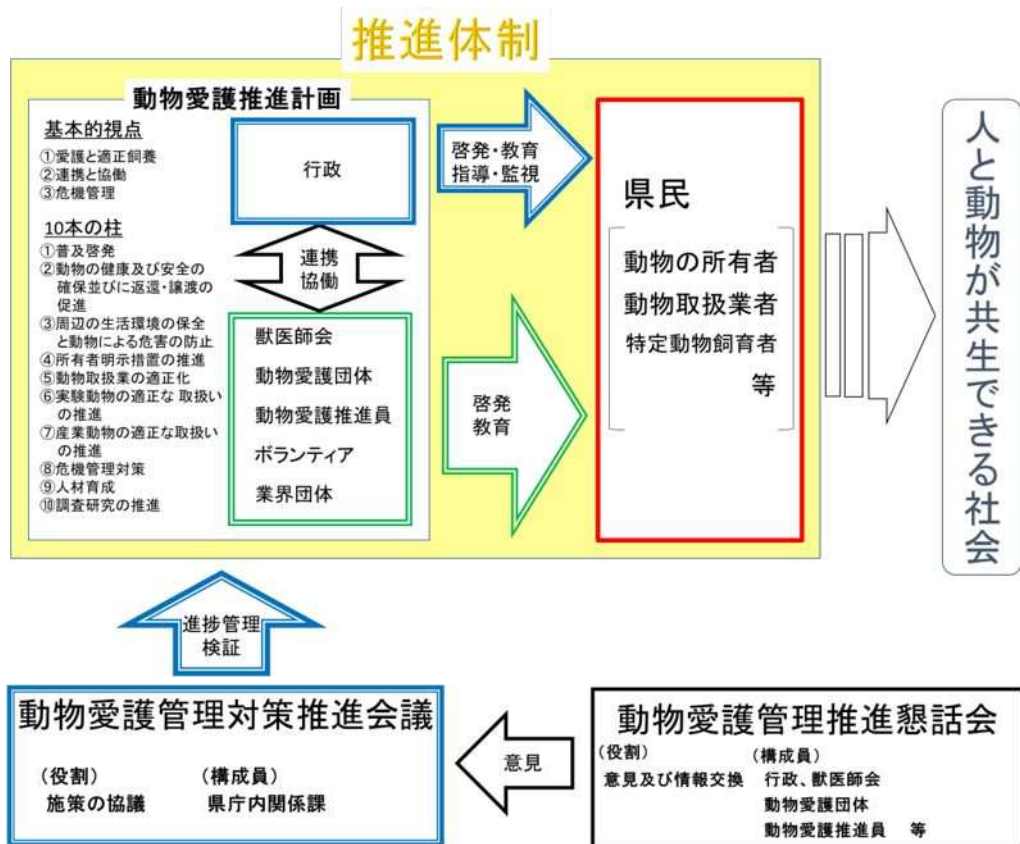
計画を県民とともに推進していくためには、行政、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア、動物取扱業に関する業界団体（以下「業界団体」という。）等の関係者が、それぞれ立場や役割を明確にした上で、連携・協働しながら、施策に取り組む必要があります。

そのため、これらの関係者によって構成する福岡県動物愛護管理推進懇話会（以下、「懇話会」という。）を開催し、これらの関係者が連携して対策を実施するために必要な情報や意見の交換を行っています。

また、計画に基づく対策を総合的に実施するために、県の関係課による福岡県動物愛護管理対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置しています。

なお、計画の進捗状況については、毎年、推進会議において検証し、また、計画の見直しを行う際には、懇話会から必要な助言や意見を伺うとともに、広く県民の意見を聴取することとしています。

福岡県の動物愛護推進対策イメージ



〔関係者の役割〕

	カテゴリ	機関名等	役割
1	行政	(1) 国（環境省）	<input type="checkbox"/> 教育活動、広報活動等を通じた普及啓発 <input type="checkbox"/> 基本指針の策定 <input type="checkbox"/> 基準等の作成 <input type="checkbox"/> 調査研究等
		(2) 県・保健所設置市	<input type="checkbox"/> 教育活動、広報活動等を通じた普及啓発 <input type="checkbox"/> 基本指針に即して県動物愛護推進計画を策定（県のみ） <input type="checkbox"/> 動物取扱業の登録と指導 <input type="checkbox"/> 適正飼養の指導 <input type="checkbox"/> 犬猫の引取り、犬の捕獲 <input type="checkbox"/> 危機管理（災害対策、逸走対策、狂犬病発生時対策） <input type="checkbox"/> 人と動物の共通感染症対策 <input type="checkbox"/> 人材育成等
		(3) 市町村	<input type="checkbox"/> 犬の登録、狂犬病予防注射 <input type="checkbox"/> 教育活動、広報活動等を通じた普及啓発 <input type="checkbox"/> 地域の生活環境の保全 <input type="checkbox"/> 災害対策等
2	関係団体等 （動物愛護及び適正飼養の推進に関わる団体、ボランティア等）	(1) 獣医師会	<input type="checkbox"/> 適正飼養、過剰繁殖防止の飼い主への指導 <input type="checkbox"/> 虐待のおそれのある場合の通報 <input type="checkbox"/> 狂犬病対策を含む「人と動物の共通感染症」対策への協力 <input type="checkbox"/> 災害対策への支援等
		(2) 業界団体 （動物取扱業）	<input type="checkbox"/> 動物取扱業における動物の取扱いに関する法令遵守の普及啓発 <input type="checkbox"/> 業界の資質向上に向けた取組
		(3) 動物愛護団体 （動物福祉団体を含む）	<input type="checkbox"/> 動物愛護、適正飼養の普及啓発 <input type="checkbox"/> 被災動物救護への支援等
		(4) ボランティア	<input type="checkbox"/> 飼養困難な場合の譲渡のあっせん、過剰繁殖の防止措置の助言 <input type="checkbox"/> 行政施策への協力等
		(5) 動物愛護推進員	<input type="checkbox"/> 動物愛護、適正飼養の普及啓発 <input type="checkbox"/> 飼養困難な場合の譲渡のあっせん、過剰繁殖の防止措置の助言 <input type="checkbox"/> 被災動物救護への協力 <input type="checkbox"/> 行政施策への協力等
3	県民	(1) 動物の所有者等	<input type="checkbox"/> 終生にわたる適正飼養・所有明示の実施 <input type="checkbox"/> 飼養上のマナーとルールへの遵守・周辺の人への配慮 <input type="checkbox"/> 過剰繁殖の防止措置 <input type="checkbox"/> 危険な(特定)動物の所有者等による逸走防止措置の徹底 <input type="checkbox"/> 実験動物、産業動物について国の基準に沿った飼養管理
		(2) 動物取扱業者	<input type="checkbox"/> 動物の適正な飼養と保管等の法令遵守 <input type="checkbox"/> 購入者への説明と指導等
		(3) 上記以外の者	<input type="checkbox"/> 動物愛護管理に対する理解と行動

※ 第4章における施策については、動物愛護管理法に関する事務を所管する北九州市、福岡市及び久留米市（以下「保健所設置市」という。）並びに県が中心となって取り組みます。

※ 県は、保健所設置市以外の区域を所管します。

※ 大牟田市は、令和2年4月1日から、大牟田市保健所が廃止され、その業務が福岡県に移管されました

第4章 具体的な施策

1 普及啓発

動物の愛護及び適正飼養に関する取組を推進するためには、動物愛護の概念の普及を図るとともに、広く県民が終生飼養の責務、動物虐待の防止、動物の適正な取扱い等に関する正しい知識及び理解を持つことが重要です。

現 状

- 動物愛護フェスティバルの開催、県内一斉の適正飼養キャンペーンの実施、小学校等における動物愛護教室の開催、犬猫の所有者等への適正飼養講習会等の開催など、市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア等と連携を図り、啓発活動を行ってきました。
- これまでの啓発活動により、犬猫の引取数は、平成26年度の5,624頭が、令和元年度には、3,058頭（46%減）となっています。
- 令和3年1月5日に公布、施行された福岡県ワンヘルス推進基本条例では、ワンヘルスの実践の基本方針のひとつとして人と動物の共生社会づくりの推進が規定されました。

適正飼養講習会(令和元年度実績)

	開催回数(回)	参加人数(人)	実施主体
福岡県※	45	1,759	動物愛護センター、市町村(保健所設置市を除く)等
北九州市	13	79	動物愛護センター
福岡市	203	5,867	動物愛護管理センター
久留米市	1	8	久留米市どうぶつ「YOU・友」事業推進協議会
計	262	7,713	

※福岡県には、大牟田市を含む。

動物愛護フェスティバル・街頭キャンペーン(令和元年度実績)

	開催回数(回)	参加人数(人)	主な協力機関
福岡県※	41	7,890	(公財)福岡県動物愛護センター、(公社)福岡県獣医師会 等
北九州市	2	5,587	(公社)北九州市獣医師会、北九州市動物愛護推進協議会 等
福岡市	11	5,343	(一社)福岡市獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会(福岡県愛玩動物協会) 等
久留米市	2	650	久留米市環境部、久留米生涯学習推進市民協会 等
計	56	19,470	

※福岡県には、大牟田市を含む。

課 題

- 県内の犬猫の引取数は、年々、減少していますが、いまだ多くの犬猫が引き取られており、動物の愛護や適正飼養に関する理解を更に深めるための普及啓発を図る必要があります。
- 特に、終生飼養や適切な繁殖制限措置の実施に関しては、犬猫の所有者に義務が課せられていることについて、重点的に啓発を行う必要があります。
- ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共生社会づくりを推進するための普及啓発を行うことが必要です。

具体的な施策

(1) 動物愛護管理教育の充実

動物の愛護及び適正飼養に関する県民の理解がさらに深まるよう、教育活動を実施します。教育活動に動物を使用する場合は、できる限り動物のストレスを軽減するよう配慮します。

① 教育現場における動物愛護管理教育

- ・小学生から高校生を対象とした人と動物が共生できる社会づくりのためのワンヘルス教育の実施
- ・獣医師会と連携した学校の指導者等の活動に対する技術的支援及び教育活動の実施

② 社会における動物愛護管理教育

- ・企業や団体の研修、地域の生涯学習等の機会における出前講座や講師派遣の実施
- ・動物愛護センターや市町村等における適正飼養講習会や動物愛護教室の開催

(2) 普及啓発事業の充実

動物の愛護及び適正飼養に関する普及啓発事業の充実を図ります。

特に終生飼養及び適切な繁殖制限措置の実施について積極的に広報活動等を行います。

① 市町村との連携強化

市町村との会議を開催し、動物の愛護及び適正飼養に関する情報共有を図るとともに、市町村と連携して広報活動を行います。

② 動物愛護フェスティバル等の充実

動物愛護フェスティバル等の事業において、ボランティア等がより参加しやすくなるよう実行委員会形式で実施するとともに、街頭キャンペーン等において、多くの人に動物の愛護及び適正飼養について呼びかけていきます。

③ ワンヘルスの理念に基づいた人と動物の共生社会づくりの推進

シンポジウムやイベント等を実施し、県民とともにワンヘルスの理念に基づく人と動物の共生社会づくりを推進していきます。

(3) 普及啓発の実施における連携・協働

普及啓発の実施については、市町村、獣医師会、動物愛護団体のほか、地域で活動する動物愛護推進員やボランティア等と効果的な連携・協働を図ります。

① 動物愛護推進協議会、動物愛護推進員との連携・協働

動物愛護推進協議会の運営の充実を図るとともに、動物愛護推進員の活動への支援を行います。

② ボランティアとの連携・協働

ボランティア団体や個人ボランティアと情報交換や情報の共有を行い、地域における普及啓発の実施について連携・協働を進めます。

(4) 情報提供機能の強化

ホームページの充実、マスメディアやSNSの積極的活用等による効果的な情報提供を促進します。

2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進

動物の健康と安全を確保するためには、所有者等に対し、動物の生態や健康に配慮した適正飼養に関する責任の自覚を促す必要があります。また、やむを得ず引き取られた犬猫についても、できるだけ生存の機会を与えることが重要です。

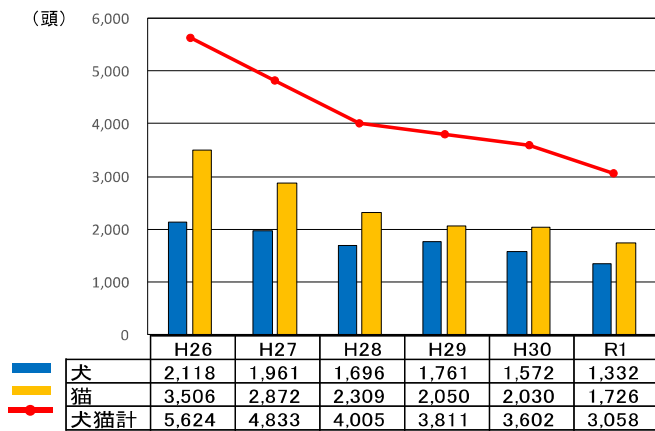
現 状

- 所有者等に対する適正飼養講習会等を開催するほか、犬猫の引取りを求められた際に、所有者に対する終生飼養及び繁殖制限措置に関する指導等を行ってきました。
- 繁殖制限措置としての不妊去勢手術の実施については、一部の市町村で費用の助成が行われているほか、獣医師会でも支援活動が行われています。
- これらの取組の結果、犬猫の引取数は、平成26年度の5,624頭が、令和元年度には、3,058頭（46%減）となっています。
- 所有者不明の犬猫について、所有者への返還を促進するために、犬猫へのマイクロチップ装着による所有者明示の普及に努めるとともに、引き取った犬猫の写真等をホームページに掲載しています。
- 所有者不明として収容した犬猫の中には、遺棄されたものが含まれていることが推測されます。
- 所有者がいない犬猫については、動物愛護団体と連携して、新しい所有者に譲渡しており、犬猫の譲渡数は、令和元年度には1,239頭となっています。
- 犬猫の引取数の減少、返還率の向上、譲渡数の増加により、致死処分される犬猫の数は、平成26年度の3,824頭が、令和元年度には、1,298頭（66%減）となっています。
- 犬については、狂犬病予防法により登録及び狂犬病予防注射の実施が必要です。国の統計から推計すると、県内の犬の登録率は6割程度と考えられますが、県内の飼養の実態が把握されていないため、正確な状況は不明です。また令和元年度の登録頭数に対する狂犬病予防注射の実施率は、58.0%となっています。

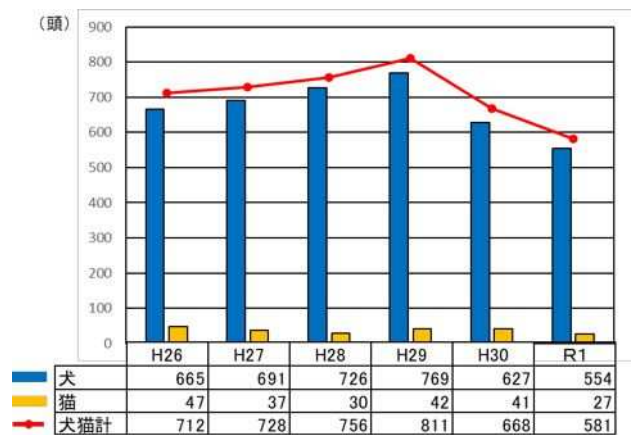
第4章 具体的施策

～ 2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進 ～

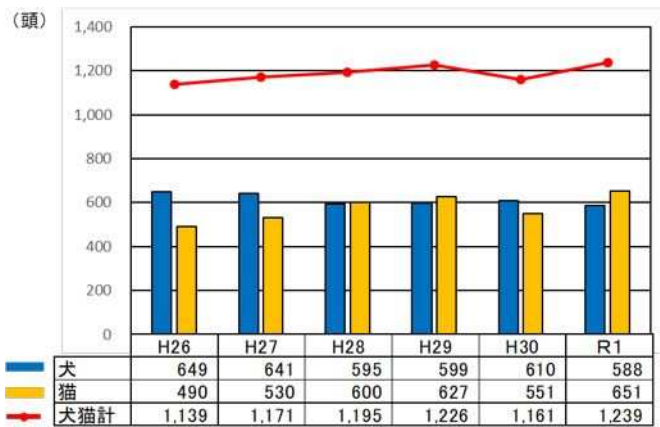
犬猫の引取の状況



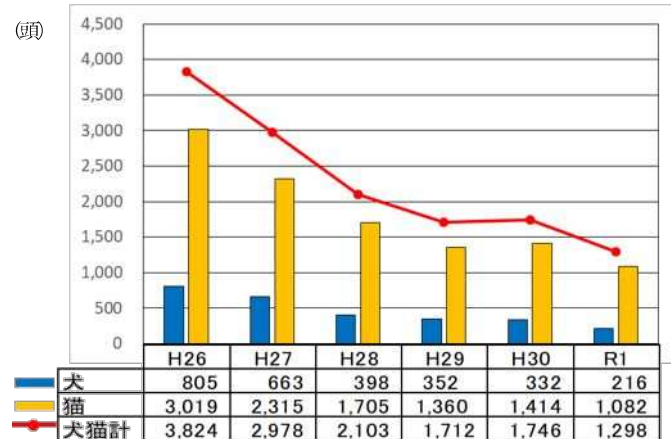
犬猫の返還の状況



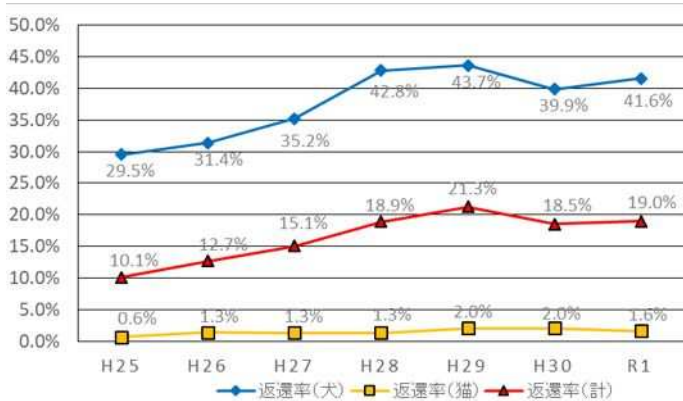
犬猫の譲渡の状況



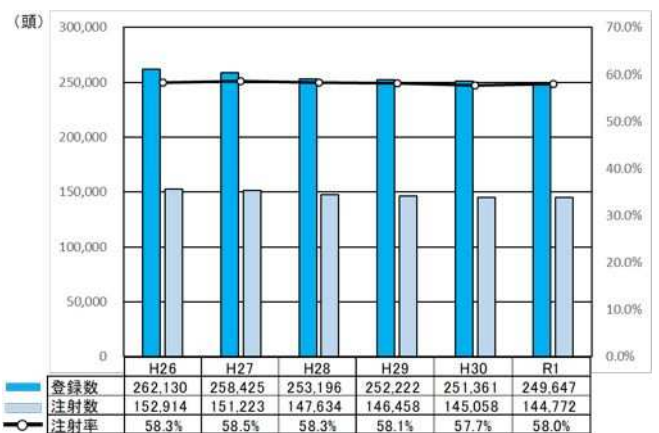
犬猫の致死処分状況



犬猫の返還率



犬の登録と狂犬病予防注射



課題

- 犬猫の引取数をさらに減少させるため、所有者に対し、終生飼養及び適切な繁殖制限措置について、重点的に啓発を行うことが必要です。
- 引取数を削減するためには、所有者等のいない猫に関する対策が必要です。
- 致死処分のさらなる削減を目指すために、所有者への返還と新たな所有者への譲渡をさらに推進する必要があります。
- 県内において、犬猫の遺棄や飼養管理の放棄等による虐待の事例が発生しており、効果的な発生防止及び発生時の迅速な対応が必要です。
- 狂犬病の予防のため、犬の飼養実態の結果を踏まえ、法令の遵守を徹底させることが必要です。
- 法改正により、虐待等の罰則強化及び獣医師による虐待の通報の義務付けが行われたことから、重点的に啓発を行う必要があります。

具体的な施策

(1) 終生飼養及び繁殖制限措置を中心とした適正飼養の普及啓発

所有者等を始め、犬猫等の動物を飼い始めようとしている者に対し、終生飼養及び適切な繁殖制限措置の実施について啓発を行います。

- ① 動物愛護フェスティバル等さまざまな機会を捉えた普及啓発の実施
- ② 動物の購入者に対する動物販売業者が行う説明の徹底
動物の購入者に対し、販売時に動物販売業者が動物の特性に応じた飼養方法等に関する説明を適切に行うよう、研修会等において動物販売業者に対し指導します。
- ③ 飼養前講習会の開催
市町村、動物愛護団体等と連携し、犬猫を飼うことを考えている者を対象とし、講習会の開催による犬猫の適正飼養等に関する情報提供を行います。
- ④ 所有者等に対する適正飼養講習会の実施
市町村、動物愛護団体等と連携し、所有者等に対する適正飼養講習会を実施します。

適正飼養講習会の様子



具体的施策

(2) 犬猫の引取数の削減

犬猫の引取数を削減するための取組を行います。

① 飼養に関する相談の実施

所有者等が飼養を継続する上で困難を感じていることについて、その解決のための相談対応を実施します。

② 引取り拒否の適正な運用

動物愛護管理法の改正により新たに規定された引取りを拒否できる事由について、広く周知を行うとともに、規定の適正な運用を行います。

(3) 引き取られた犬猫の返還・譲渡の促進

致死処分数を削減するため、引き取られた犬猫の返還・譲渡を促進します。

① 返還の促進

- ・ホームページ等を活用し、所有者不明として引き取られた犬猫の情報提供を行います。
- ・返還時には、再発防止のためマイクロチップ等の所有者明示措置について指導を行います。

② 譲渡の促進

- ・動物愛護団体、ボランティア等との連携・協働を図り、譲渡を促進します。
- ・ホームページ、SNS等を活用し、犬猫の譲渡情報を積極的に発信します。
- ・ホームページ上に県から動物愛護団体に譲渡した犬猫情報を掲載することにより、動物愛護団体を通じた譲渡の促進を図ります。

(4) 遺棄・虐待の防止

関係機関や地域住民等と連携・協力し、遺棄・虐待の発生防止、解決に向けた取組を行います。

① 関係機関との連携

市町村、警察、獣医師会、動物愛護団体等との連絡体制を整備し、遺棄・虐待の通報があった場合には連携して解決に取り組みます。

② 遺棄・虐待を許さない地域づくり

虐待の通報が義務化された獣医師のほか、動物愛護推進員、地域住民等の協力を得て、地域における虐待や遺棄の情報を集め、早期発見を図ります。

③ 遺棄・虐待の防止に係る啓発の実施

ポスター等により、動物の遺棄・虐待は犯罪であることについて、周知徹底を図っていきます。

(5) 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底

犬の飼養実態を踏まえ、狂犬病予防法の遵守について関係者と連携しながら啓発・指導を行います。

① 啓発・指導の実施

犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底について、市町村、獣医師会等と協力しながら、効果的な啓発・指導を行います。

② 市町村との連携

市町村を対象とした研修を実施し、犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底を図るための情報提供を行います。

〈引取りを拒否できる場合〉

(犬猫の所有者からの引取り)

- 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 引取りを繰り返し求められた場合
- 子犬や子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
(動物愛護管理法施行規則第21条の2抜粋)
- (所有者不明犬猫の引取り)
- 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合
(動物愛護管理法施行規則第21条の3抜粋)

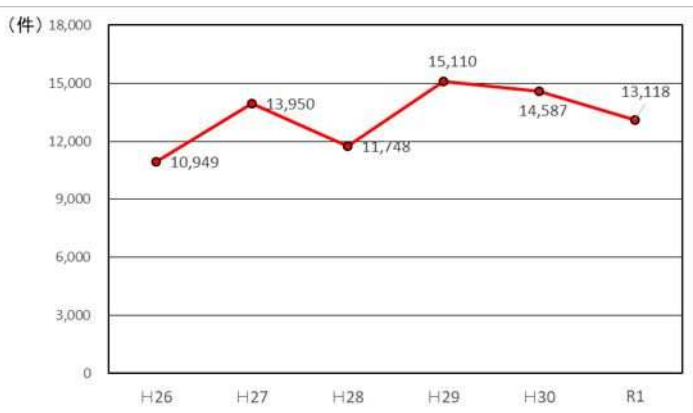
3 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

犬猫の不適切な飼養や所有者等のいない猫による苦情が多数発生するとともに、大型犬等による人への危害が発生しており、地域社会の問題となっています。

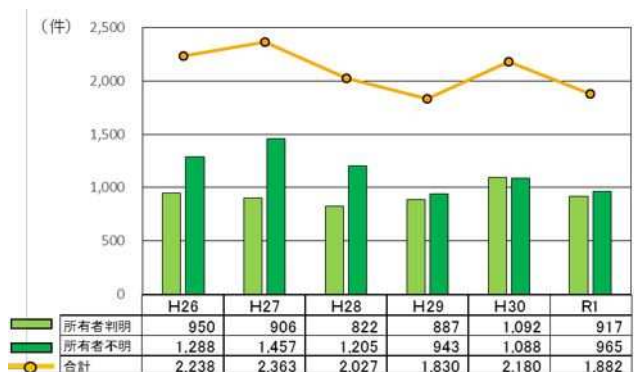
現 状

- 犬や猫に関する苦情や相談の件数は、横ばいとなっています。
- 県内（保健所設置市を除く）では、猫の苦情件数は横ばいとなっており、所有者等のいない猫に関する内容が半数以上を占めています。また、猫の引取数は所有者不明猫が約8割を占めています。
- 所有者のいない猫対策として、「地域猫活動」を推進するとともに、一部の市町村において不妊去勢手術費用の助成が行われており、所有者のいない猫の引取頭数は、近年減少しています。
- 人の健康や財産に危害を加えるおそれがあるとして、動物愛護管理法で指定されている特定動物については、飼養保管に関する許可が必要ですが、法改正により令和2年6月から新たな愛玩目的の飼養が禁止されました。県内では、令和元年度末現在、76施設において、307頭が飼養されています。
- 県内では、平成20年度及び21年度に大型犬による人の死亡咬傷事故が発生し、平成25年度には、幼児に対する咬傷事故が発生しています。
- 咬傷事故は令和元年度には県内で144件発生しています。
- 県内（保健所設置市を除く）では多頭飼育による苦情が、令和元年度には40件程度寄せられており、問題解決までの期間が長期にわたる傾向があります。

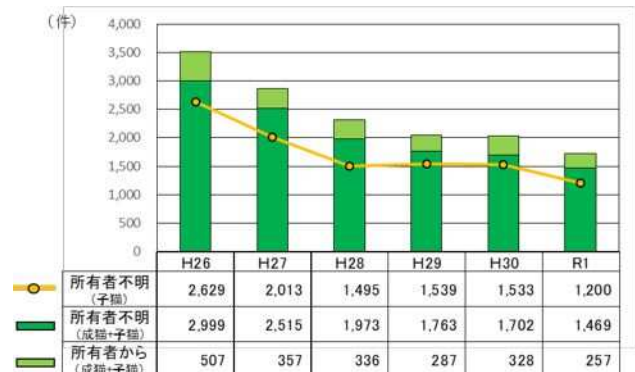
福岡県における犬・猫に関する苦情・相談件数の推移



福岡県（保健所設置市を除く）における猫に関する苦情・相談の推移



福岡県における猫の引取数の推移



福岡県内の特定動物飼養・保管許可状況(令和元年度末現在)

自治体名	内訳						計	
	哺乳類		鳥類		爬虫類			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
福岡県	14	48	1	1	20	32	33	81
北九州市	3	78	0	0	13	18	14	96
福岡市	7	98	2	6	16	18	25	122
久留米市	1	2	1	1	2	5	4	8
計	25	226	4	8	51	73	76	307

※福岡県には、大牟田市を含む。

課 題

- 生活環境被害を発生させないよう適切に動物を飼養することについて、所有者等に対する啓発を継続する必要があります。
- 所有者のいない猫による苦情を減少させる取組を行う必要があります。
- 咬傷事故や特定動物による危害を防止するため、動物愛護管理法の遵守等についての指導を徹底する必要があります。
- 多頭飼育による生活環境被害を防止するため、関係機関との連携による問題の早期対応が重要です。

具体的な施策

(1) 適正な飼養管理の推進

市町村、獣医師会、動物愛護推進員、業界団体、動物愛護団体等と連携し所有者等に対する適正飼養講習会を実施します。

(2) 地域猫活動の推進

所有者のいない猫対策として、市町村や地域住民と協力しながら「地域猫活動」に対する理解の促進を図り、取組を推進します。

「地域猫活動」とは

飼い主のいない猫の地域における過剰繁殖やトラブル防止のために、地域住民が主体となり、地域合意のもとに不妊去勢手術や糞の始末を行い、猫を適正に管理する活動を言います。

具体的な活動としては、

- ① 活動実施に関する地域の合意形成
- ② 飼い主のいない猫の生息状況の把握
- ③ 猫の捕獲、動物病院への搬送、不妊去勢手術の実施、元の場所へのリリース
- ④ 給餌場・トイレ・看板等の設置、給餌の管理(置き餌の禁止)、トイレの管理・糞の清掃等を行います。

(3) 動物による危害の防止

① 犬の適正な飼養管理の徹底

咬傷事故の発生を防止するために、犬の適正飼養や適切な接し方等について、所有者等に啓発をします。特に、大型犬の所有者に対しては、過去の重大事故を鑑み、適正な管理について啓発をします。

② 特定動物の適正な飼養管理の徹底

令和2年6月から新たな愛玩目的での飼養又は保管が禁止されたことから、違法な飼養又は保管を防止する観点を含め、特定動物の飼養施設に対する立入調査を計画的に行い、飼養管理の徹底を図ります。

(4) 多頭飼育による苦情に関する指導の実施

多頭飼育による苦情については、原因となっている飼養施設に対し立入調査を行い、必要な指導を行います。また、市町村の福祉部局、獣医師会及び動物愛護団体等と連携し、早期探知による発生防止に努め、問題が発生した場合には効果的な解決の方法について検討します。

4 所有明示措置の推進

飼養動物の所有者を明示すること（以下「所有明示」という。）は、動物の盗難及び迷子の防止に効果があるだけでなく、迷子になった動物の所有者の発見を容易にするとともに、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上につながり、動物の遺棄及び逸走の防止に役立ちます。

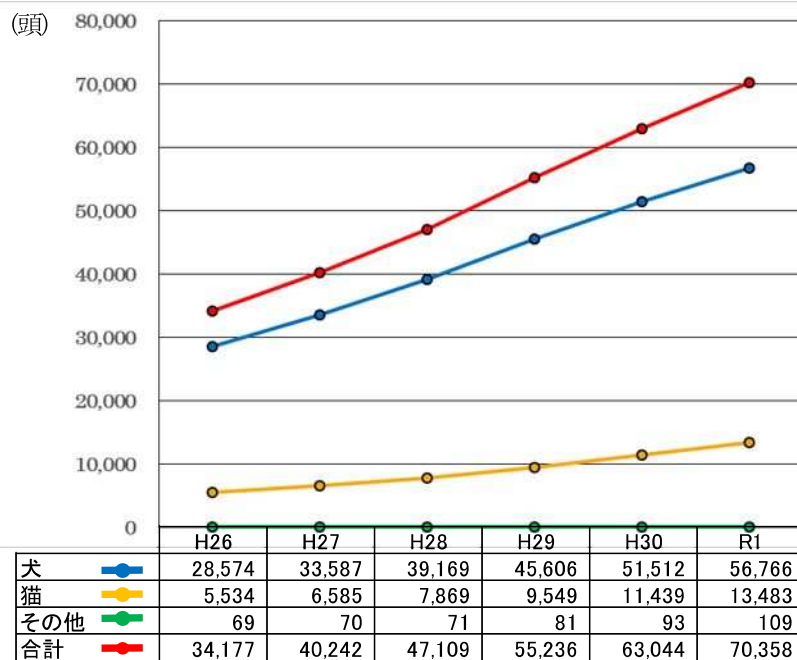
そのため、動物の所有明示は、動物愛護管理法において、動物の所有者の努力義務とされています。

一般に、所有明示には、狂犬病予防法で装着が義務付けられている犬の登録鑑札及び注射済票、名札等の首輪への装着、マイクロチップの装着（埋込み）等の方法が用いられています。

現 状

- 動物の所有明示については、動物愛護フェスティバルや適正飼養講習会等さまざまな機会を利用して啓発を行っています。
- 法改正により、令和4年6月1日からマイクロチップの装着・登録が、犬猫等販売業者に義務付けられ、それ以外の所有者等については努力義務となります。
- マイクロチップを装着した犬猫は年々増加しており、令和元年度末には70,358頭となっています。

福岡県内の動物のマイクロチップ登録数



課題

- 犬猫の所有明示の徹底を図る必要があります。
- マイクロチップについては、災害対策の観点を含め、広くその有効性を周知し、普及を図る必要があります。特に犬猫等販売業者については、犬猫へのマイクロチップ装着について指導を徹底していく必要があります。

具体的な施策

(1) 所有明示の啓発及び指導の強化

犬猫の適正飼養の推進の一環として、所有者の努力義務である所有明示について、所有者に対しその有効性を啓発しながら実施を指導します。また、啓発及び指導にあたっては、動物病院、動物取扱業者等、犬猫の所有者等と接するさまざまな関係者と連携して取り組みます。

(2) マイクロチップの普及の推進

- ・ マイクロチップの有効性について、県、市町村等による災害訓練の場において情報提供を行うほか、獣医師会、業界団体等と連携し、犬猫の所有者に対し効果的に周知等の取組を行い、普及を推進します。
- ・ 犬猫等販売業者に対し、マイクロチップ装着の義務化について、研修等において周知徹底を図るとともに、立入調査時において、マイクロチップ装着の確認をしていきます。

登録鑑札等による所有明示



※鑑札及び注射済票のデザインは各自治体で異なります。各自治体のデザインは下記のホームページで確認できます。

【参考】厚生労働省HP

各自治体における鑑札・済票の様式

<https://www.nhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/10.html>



←こちらからもアクセスできます。

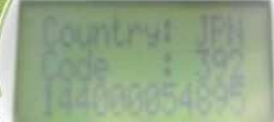
マイクロチップによる所有明示

装着



マイクロチップ

読取



固有番号の表示

5 動物取扱業の適正化

動物取扱業については、動物愛護管理法による登録等が必要ですが、動物取扱業者の不適正な飼養の実態があることから、動物愛護管理法の改正で、規制の強化が行われたところです。

現 状

- 令和元年度の法改正により、動物取扱責任者要件の適正化、飼養管理の数値基準の設定等、適正飼養のための規制が強化されました。
- 県内の動物取扱業者数は、令和元年度末には、第一種動物取扱業が1,918件、第二種動物取扱業者数が48件となっています。
- 県及び保健所設置市では、動物取扱業者が動物愛護管理法に基づき選任する動物取扱責任者に対し、研修を実施するとともに、登録施設に対する計画的な監視指導を行っています。

福岡県内の第一種動物取扱業登録施設数（令和元年度）

施設の区分									施設実数
販売施設	うち犬猫等 販売業	保管施設	貸出施設	訓練施設	展示施設	競りあっせん	譲受飼育	延べ施設数	
1,020	804	1,093	37	149	129	2	12	2,442	1,918

（動物取扱業に関する令和元年度法改正の概要）

- 第一種動物取扱業の登録拒否事由が追加。
- 第一種動物取扱業の遵守基準(飼養施設の向上・規模、環境の管理、繁殖の方法等)を具体的に明示。
- 犬猫等の販売場所を第一種動物取扱業者の事業所に限定。
- 出生後56日(8週)を経過しない犬又は猫の販売等を制限。
- 動物取扱責任者の要件として、専任要件の適正化のため十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有することが追加。

課 題

- 動物愛護管理法の改正により、動物取扱業者に対して動物の適正飼養のための規制が強化されていることから、遵守について指導を徹底する必要があります。
- 動物取扱業者において不適切な飼養が行われた事例があり、動物取扱責任者を中心とした適切な自主管理の徹底を図る必要があります。

具体的な施策**(1) 動物取扱業者に対する監視指導**

動物愛護管理法の遵守を徹底するため、動物取扱業者に対し、計画的かつ効果的な監視指導を行います。

① 監視計画の作成と監視マニュアルの策定

毎年、監視指導計画を作成して計画的な立入調査による監視を行うとともに、県と保健所設置市との間で動物取扱業の監視に関する情報交換等を行い、様々な事例を踏まえて、監視のためのマニュアルを作成します。

② 行政処分取扱要綱等の策定

立入調査で、動物愛護管理法違反が確認された場合の対応について、これまでの指導例を踏まえ、行政処分取扱要綱等を策定して、事案に的確に対応できる体制を整備します。

(2) 自主管理の推進

動物取扱業者は動物取扱責任者を置くことが法律で義務づけられており、当該責任者を中心とした自主管理を推進することが重要です。動物取扱責任者研修の実施にあたっては、県及び保健所設置市でそれぞれの地域の実情に合わせて効果的な研修の開催に努め、動物取扱責任者の資質向上を図り、責任者を中心とした自主管理を推進します。

6 実験動物の適正な取扱いの推進

教育、試験研究又は生物学的製剤の製造その他の科学上の利用を目的として飼養されている実験動物の取扱いについては、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）に基づき、自主管理を基本として、その適正化を図る仕組みとなっています。

現 状

- 実験動物については、環境省においてパンフレットを作成し「3R（苦痛の軽減：Refinement、代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction）の原則」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知を行っているところです。
- これを受け、文部科学省、厚生労働省、農林水産省では、統一的な基本指針を策定し、所管する研究機関等で適正な対応を行っています。
- 県保健環境研究所においても、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づき適切な対応を行っています。

課 題

- 県内の実験動物飼養施設の現状を把握し、「3Rの原則」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」について、国に協力して周知や指導を行うことが求められています。

具体的な施策

(1) 実験動物飼養施設の実態調査

実験動物飼養施設の調査を必要に応じて実施し、県内の実態を把握します。

(2) 「3Rの原則」等の周知

「3Rの原則」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」について実験動物飼養施設を有する関係者等に周知するとともに、国に協力して必要な指導を行います。

7 産業動物の適正な取扱いの推進

家畜等の産業動物の飼養管理に関しては、国において「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号）が策定されていますが、畜種ごとの飼養管理基準として、国際的な動き、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえ、国の主導のもと、民間の取組により「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が作成され、普及啓発が行われています。

現 状

- 産業動物の飼養管理に関しては、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」及び「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」について、産業動物の生産団体を通じて飼養者への周知を行っています。

福岡県内の産業動物飼養状況（令和2年2月1日現在）

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	馬	その他	合 計
飼養戸数	198	196	46	80	37	31	65	653
飼養頭(羽)数	12,436	21,839	83,391	3,073,296	1,133,650	1,697	736	4,327,045

課 題

- アニマルウェルフェアの考え方に対応した産業動物の飼養管理に関し、生産者団体等による自主的な取組を促進する必要があります。

具体的な施策

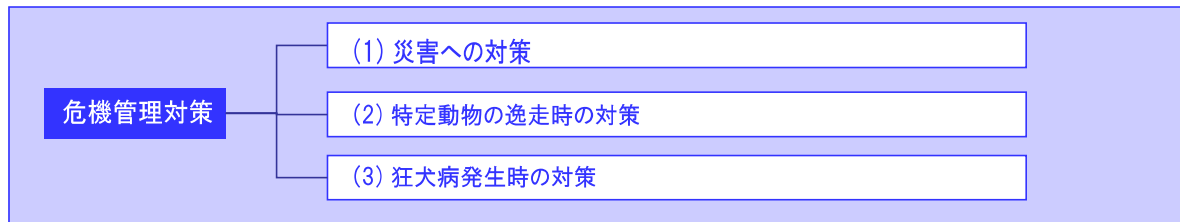
「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の周知

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」や「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」を産業動物の飼養者や畜産関係者に周知するとともに、必要に応じて指導を行います。

生産者団体に対し、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」をもとに自主的なガイドラインを策定することについて、啓発を行います。

8 危機管理対策

動物愛護管理の観点から対応が必要となる危機管理としては、(1) 災害発生時における被災動物の保護や避難所での飼養、(2) 人の健康及び財産に害を加えるおそれがある特定動物の逸走時の対応、(3) 狂犬病発生時のまん延防止のための対応等が想定されます。これらの危機について、通常時から備えを行うことが必要です。



(1) 災害への対策

本県では平成29年7月九州北部豪雨をはじめ、4年連続で豪雨による災害が発生しています。災害発生時に備え、飼養している犬猫に関する対応について、対策を講じる必要があります。

現 状

- 災害発生時における被災動物の救護対策について、「福岡県災害時動物救護推進協議会」を設置し、市町村、獣医師会、動物愛護団体等との協議を行っています。
- 災害発生時に所有者等とはぐれて放浪する犬猫の保護や、所有者等が犬猫を同行して避難する（同行避難）際の対応について、各市町村の地域防災計画に記載し対策を講じるよう助言を行っています。
- 県は、災害発生時における被災動物の救護体制を構築するため、九州・山口9県による応援協定や福岡県獣医師会との協力協定の締結を行いました。
- 災害発生時には、災害時等に被災した犬猫を迅速に保護し獣医療を行う「VMAT（災害派遣獣医療チーム、(公社)福岡県獣医師会が運営）」と連携を図ります。
- 災害発生時に迅速かつ円滑な動物救護が行えるよう、県及び保健所設置しにおいて平成29年3月「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を作成するとともに、毎年、県総合防災訓練において同行避難訓練を行っています。

同行避難訓練の様子



課 題

- 大規模災害発生時には、保護を要する多数の犬猫が生じること、犬猫を避難所に同行することで避難所の生活環境の悪化が生じること等の問題が懸念されます。そのため、被災動物の適正な飼養管理について獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア等の協力を得る体制の整備が必要です。
- 災害発生時に迅速かつ円滑に動物救護が行えるよう、平常時から備える必要があります。
- 国や県のガイドラインに示された犬猫の所有者等における災害時対策について、広く所有者等に周知する必要があります。

具体的な施策**① 普及啓発**

犬猫の所有者等に対し、しつけやワクチンの接種といった同行避難に必要な備えを平常時から実施しておくことの重要性や、マイクロチップによる犬猫の所有明示が災害対策として有効であることについて、適正飼養講習会等において啓発を行います。

② 地域防災計画への規定の推進

各市町村が地域の実情に応じ、被災動物の保護及び同行避難について地域防災計画に規定し、適切な対策を講じることができるよう助言していきます。

③ 関係団体等との連携

「福岡県災害時動物救護推進協議会」において、被災動物の救護に関する協議を継続します。

また、被災した犬猫の保護及び一時的な預かりに関し、ボランティアの登録制度を設け、同行避難を含め、地域における被災動物の救護について、動物愛護推進員が活動できる体制の整備を推進します。

④ 訓練の実施

同行避難訓練を県、獣医師会、市町村、関係団体等と連携して実施するとともに、発災時に速やかに連携した対応ができるよう情報伝達訓練を九州・山口9県で実施します。

(2) 特定動物の逸走時の対策

特定動物は、人に危害を及ぼす可能性が高く、逸走に備えた対策を講じる必要があります。

現 状

- 県内では、動物園等の施設において、トラ、ニシキヘビ等の特定動物が飼養されています。
- 特定動物が逸走した場合の措置として、条例により、所有者による通報や動物の捕獲等の措置の実施が義務付けられています。

課 題

- 特定動物の逸走時に県民の安全を確保するため、特定動物の所有者等と協力して当該動物の保護・収容や近隣の住民への注意喚起等の対策を講じる必要があります。

具体的な施策**① 特定動物逸走時対応マニュアルの策定**

特定動物の逸走時に迅速な対応ができるようマニュアルを策定し、本マニュアルに基づき、特定動物の逸走を想定した訓練を行います。

② 関係機関との連絡体制の整備及び情報交換

特定動物の逸走に備え、警察、消防、関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、特定動物の飼養状況等の情報を共有します。

(3) 狂犬病発生時の対策

狂犬病については、昭和32年の猫における発生を最後に、国内での感染例はありませんが、アジア地域では継続的に発生が見られています。

また、平成25年には、台湾で52年ぶりに狂犬病の発生が確認されており、アジア地域との交易が盛んな本県としては、発生に備えた体制を整備することが必要です。

現 状

- 狂犬病の発生時対策について、市町村、獣医師会、動物愛護団体等で構成する「福岡県狂犬病対策協議会」を設置し、平成28年6月、関係機関における具体的な対応策、連携方策等を定めることによって、迅速かつ適切な措置を行い、危害の拡大を防止し、県民の安全と健康を確保することを目的として、「福岡県狂犬病発生時対応マニュアル」を策定しました。
- 県では狂犬病が発生した場合は、新たな患者及び感染動物の発生を防止するため、福岡県狂犬病対策連絡会議を設置し、関係団体と連携して対応することとしています。

課 題

- 狂犬病発生時に迅速かつ的確に対応できるよう平常時から備える必要があります。

具体的な施策

マニュアルの周知と対応能力向上のため、関係機関を交え、狂犬病が発生した場合を想定した机上演習、実地演習等による訓練を定期的を実施します。

9 人材育成

動物の愛護及び適正飼養に係るすべての施策において、人材の育成はその円滑な実施に欠くことのできない課題です。既に多くのボランティアの方々が動物愛護の活動を行っていますが、その技能向上や相互の連携がさらに求められるところです。

現 状

- 県、北九州市、久留米市には、動物愛護管理法の規定に基づき、109名（令和2年度時点）の動物愛護推進員が委嘱されており、さらに、その活動を支援するために動物愛護推進協議会が設置されています。福岡市においては、動物愛護推進員は委嘱されていませんが、動物愛護団体やボランティア等が連携した活動が行われています。
- 動物愛護センターでは、犬猫の譲渡の事業で協働する動物愛護団体やボランティアと研修等を通じて情報交換を行い、相互理解を深めながら人材の育成を行っています。

課 題

- 動物愛護管理に関する業務や活動を行う者のさらなる資質向上を図るための体制を整備するとともに、各関係機関及び団体の相互の連携を推進する必要があります。

具体的な施策

(1) 動物愛護管理に関する業務や活動を行う者の資質の向上

動物の愛護及び適正飼養に関する業務や活動を行う者に対する教育や技術的支援により、資質の向上を図ります。

- ① 動物愛護管理に関する業務に従事する職員の教育
国が開催する研修会等の機会を活用し、動物愛護管理に関する業務に従事する職員の専門的な知識の習得や問題解決能力の向上を図ります。
- ② 動物愛護推進員の研修等の充実
動物愛護推進員に対し、定期的に研修会を実施して資質の向上に努めます。
- ③ 地域で活動するボランティアの育成・支援
獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員等と連携し、地域で活躍するボランティアの育成と技術的支援を行います。

(2) ネットワークの形成

動物愛護管理の推進を目的として活動する団体や個人等の情報交換等が円滑に行えるよう体制を整備し、ネットワークづくりを推進します。

- ① 動物愛護推進協議会及び動物愛護推進員の設置推進
動物愛護推進員の委嘱を推進し、動物愛護推進協議会において活動の支援を行います。
- ② 動物愛護団体及びボランティアの育成・支援
動物愛護団体、地域で活動するボランティアが意見交換を行う機会を設けるとともに、情報交換を行うネットワークづくりを推進します。

10 調査研究の推進

動物の愛護及び適正飼養に関する調査研究は、国の役割が大きい部分ですが、本県において「人と動物が共生できる社会」の実現について、県民の理解を得る施策を進めるには、独自に調査研究を行い、科学的かつ客観的な知見を充実させる必要があります。

(1) 人と動物の共通感染症対策に関する調査研究

新型コロナウイルス感染症をはじめとする人と動物の共通感染症（以下「共通感染症」という。）の発生防止及びまん延防止について、ワンヘルスの理念に基づく分野横断的な対策の検討が求められています。

現 状

- 人に感染症を引き起こす微生物は、約1,400種類あり、このうち6割は人と動物に共通して感染するとされています。
- 共通感染症には、無症状の動物から知らないうちに所有者等に感染するものや人が感染すると重症化するもの、有効な治療法がまだ開発されていないものがあります。

課 題

- 共通感染症対策には、ワンヘルスの理念に基づき医師や獣医師等の関係者が連携・協力して取り組むことが必要です。

具体的な施策

ワンヘルスの理念に基づいた各分野の関係者の連携・協力による共通感染症対策の調査・研究

共通感染症の発生予防とまん延防止を図るため、現状の把握と課題の整理を行い、対策の更なる推進について検討します。

- ・ 医師会、獣医師会、有識者及び行政等による協議会の開催
- ・ 関係機関と連携した愛玩動物の病原体等の検査や監視の検討

(2) 犬猫の致死処分方法の検討

現 状

- 県内では、犬猫の致死処分にあたっては、主に二酸化炭素が用いられています。
- 福岡市では、平成25年11月から、成犬、子犬、成猫について、薬剤投与等による致死処分を導入しています。
- 北九州市では、薬剤投与等による致死処分を導入しています。

課 題

- 動物愛護の観点から、より苦痛やストレスを与えない致死処分の方法を検討する必要があります。

具体的な施策

犬猫に対し、より苦痛やストレスを与えない致死処分方法の導入について、従事する職員の精神的負担や要する費用等を考慮して検討します。

第5章 動物愛護管理対策の検証と評価（PDCAサイクル）

1 施策の策定及び実施

「Plan」&「Do」

県は、推進計画に基づき、県民の意見を聴取しながら、動物愛護管理に係る具体的な施策を策定し、実施します。

なお、意見聴取は以下の手法等を活用します。

- ① 動物愛護管理推進懇話会
- ② パブリックコメントによる募集等

2 施策の検証

「Check」

県は動物愛護管理対策推進会議において動物愛護管理に関する施策について協議を行い、その結果を検証します。

3 推進計画の見直し

「Action」

推進計画及び具体的な施策は、動物を取り巻く状況の変化に即応したものであることが必要であるため、福岡県動物愛護管理対策推進会議において推進計画や施策の実施状況を評価し、推進計画については5年を目途に必要な応じて適宜見直しを行います。

福岡県動物愛護管理対策推進会議設置要綱

(名称)

第1 本会の名称は、福岡県動物愛護管理対策推進会議（以下、「推進会議」という。）とする。

(目的)

第2 人と動物が共生する社会を実現するために、本県における動物の愛護及び管理に関する施策について協議を行い、福岡県動物愛護推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、動物愛護管理対策を総合的に推進することを目的とする。

(検討事項)

第3 推進会議は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的事項
- (2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- (3) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- (4) 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項
- (5) その他、動物の愛護及び管理に関する事項

(組織)

第4 推進会議は、保健医療介護部長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福岡県保健医療介護部（生活衛生課長）
- (2) 福岡県農林水産部（畜産課長）
- (3) 福岡県教育委員会（義務教育課長）
- (4) その他、保健医療介護部長が必要と認める者

(推進会議)

第5 推進会議の開催等については、次のとおりとする。

- 1 推進会議に議長及び副議長を置く。
- 2 議長は、保健医療介護部長とし、副議長は保健衛生課長とする。
- 3 議長は、必要と認める時、推進会議を招集し、主催する。
- 4 副議長は、議長の職務を代理する。
- 5 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(作業部会)

第6 推進会議の議事を円滑に進めるために、作業部会を置く。

- (1) 作業部会に部会長をおき、部会長は生活衛生課課長技術補佐とする。
- (2) 作業部会は、県、北九州市、福岡市及び久留米市の関係職員をもって構成する。
- (3) 作業部会は、推進会議に付議すべき議事の調整及び議長から命じられた案件の処理を行う。
- (4) 作業部会は、部会長が必要に応じて招集し、会議を主催する。
- (5) 作業部会長は、必要に応じて部会員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第7 推進会議の事務局は、福岡県保健医療介護部生活衛生課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、推進会議において協議する。

附 則

この要綱は、平成19年4月12日から施行する。

この要綱は、平成20年11月11日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

福岡県動物愛護管理推進懇話会設置要綱

(名称)

第1 本会の名称は、福岡県動物愛護管理推進懇話会（以下、「懇話会」という。）とする。

(目的)

第2 本県における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために、当該施策に対する意見を聴取するとともに、関係者相互の情報や意見の交換の促進を図り、協力と理解を深めることを目的とする。

(事業内容)

第3 懇話会は、次の事項について協議または意見交換を行うものとする。

- (1) 福岡県が実施する動物の愛護及び管理に係る施策に関する事項
- (2) 関係者が有する情報に関する事項
- (3) 関係者相互の協力と理解を促進するために必要な事項
- (4) その他、動物の愛護及び管理に関する事項

(組織)

第4 懇話会は、次の各号に掲げる者（以下、「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 福岡県
 - (2) 福岡県教育委員会
 - (3) 北九州市
 - (4) 福岡市
 - (5) 久留米市
 - (6) 福岡県市長会
 - (7) 福岡県町村会
 - (8) (公財) 福岡県動物愛護センター
 - (9) (公社) 福岡県獣医師会
 - (10) (公社) 北九州市獣医師会
 - (11) (一社) 九州動物福祉協会
 - (12) (公社) 日本愛玩動物協会（福岡県愛玩動物協会）
 - (13) 学識経験者
 - (14) 動物愛護推進員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合、委員が所属する団体から新たな委員を選出するものとし、新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

- 第5 懇話会に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。
- 2 座長は、必要と認める時、懇話会を招集し、会議を主催する。
 - 3 座長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。
 - 4 座長が不在の時は、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第6 懇話会の事務局は、福岡県保健医療介護部生活衛生課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は、懇話会において協議する。

附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行する。

〔用語解説編〕

犬猫の処分

狂犬病予防法に基づき捕獲された犬並びに動物愛護管理法第35条及び第36条に基づき行政機関に引取られ、又は収容された犬猫のうち、所有者等の申し出等により所有者を発見できたものは、所有者へ返還される。

所有者等が飼養放棄したもの又は所有者等が発見できなかったものについては、新しい所有者等へ譲渡しており、譲渡ができなかったものについては致死処分を行っている。

狂犬病予防法

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする法律。

講師派遣事業

県が実施する事業で、動物愛護精神の浸透と適正飼養の普及を図るため、動物愛護推進協議会支部、動物愛護推進員、各種団体、県民等が開催する学習会等に専門家を講師として派遣する制度。

動物愛護教室

子供たちに動物に関する正しい知識を伝えることで、思いやりのある気持ちと生命を大切にする心を育てるとともに、動物による危害を防ぐことを目的とする事業。

動物を怖がらずに正しくふれあうこと、動物の体のしくみや習性を理解すること、動物を飼うことの責任について考えること、犬による咬傷事故を防ぐ注意点を知ること等を内容としている。

産業動物

産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物。

3Rの原則

実験動物の福祉の原則、動物実験の適正化の原則として国際的に普及定着している原則。

3Rとは、苦痛の軽減（Refinement）、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）をいう。

動物愛護管理法

動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする法律。

動物愛護推進協議会

動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会。

動物愛護推進員

動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者の中から、地域における犬猫等の動物の愛護の推進を図るために、動物愛護推進員として知事等から委嘱された者。

動物愛護センター

県及び保健所設置市に設置されている動物愛護の普及啓発等を行う施設。

犬の捕獲、県民からの犬猫の引取りについては、県では県内9ヶ所にある保健福祉（環境）事務所で、保健所設置市においてはそれぞれの動物愛護センター（※）で実施されている。

※北九州市：動物愛護センター、福岡市：動物愛護管理センター、久留米市：動物管理センター

動物愛護フェスティバル

動物愛護と適正飼養についての関心と理解を深めることを目的として、広く県民の間に動物愛護の気風を招来し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るために行う催事。県では、福岡県、公益財団法人福岡県動物愛護センター、公益社団法人福岡県獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会（福岡県愛玩動物協会）及び一般社団法人九州動物福祉協会が共催し、毎年秋季に開催している。

特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として動物の愛護及び管理に関する法律施行令で定める動物。トラ、タカ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類の約650種が特定動物の対象とされている。

令和2年6月1日から愛玩目的等で飼養することが禁止された（すでに飼育している場合を除く）。動物園や試験研究施設などの特定目的で特定動物を飼う場合には、動物の種類や飼養施設ごとに都道府県知事又は政令指定都市の長の許可が必要となる。

マイクロチップ

2mm×12mmの生体ガラスで覆われた動物の個体識別等を目的とした電子標識器具。

それぞれに固有番号（15桁）を書き込んだ超小型集積回路及びコイルが生体適合ガラスの中に封入されており、皮下に注入し、専用のリーダー（読取機）で感知してデータを読み取る。

ワンヘルス

人と動物を取り巻く環境は、生体系の中で相互に連携し、影響し合う一体のものであることから、人と動物の健康及び環境の健全性が一つのものであるという理念。

